

勝央町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画及び
第8期勝央町障害福祉計画・第4期勝央町障害児福祉計画策定業務 仕様書

1. 業務名

勝央町高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画及び
第8期勝央町障害福祉計画・第4期勝央町障害児福祉計画策定業務

2. 期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 目的

国や岡山県の動向、勝央町高齢者の状況等を的確に把握し、勝央町が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス目標量等を定める、高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画を策定することを目的とする。また、障害福祉計画・障害児福祉計画については、国や県の障害者福祉施策の動向、本町の障害者をめぐる環境やニーズの変化を把握し、第8期勝央町障害福祉計画・第4期障害児福祉計画を策定することを目的とする。

4. 委託業務内容

【高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画】

(1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

高齢者福祉・介護保険をめぐる施策動向、勝央町の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、高齢者の現況動向及びサービスの利用状況等について、地域特性や高齢者のニーズ及び日常生活圏域ニーズ調査の結果等を踏まえて整理分析を行う。

(2) 給付実績集計・分析の実施

国保連給付実績データ等（地域包括ケア「見える化」システムによるデータ等）に基づき、介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析を行う。

(3) 計画目標量の設定

第10期の前提となる圏域の将来人口及び高齢者人口を設定し、国から提示されるワークシート（エクセル版を想定）により要支援・要介護者数、介護保険サービス利用者数を推計するとともに、介護保険サービス見込量、介護保険給付費、第10期介護保険料の設定支援を行う。

(4) 認知症施策推進計画の策定支援

第 10 期計画に認知症施策推進計画を包含することを念頭に、計画策定に必要な基礎資料の情報収集及び作成について提案し、支援を行う。

(5) 施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

現行計画における施策・事業の実施状況について、調査シートのご設計及び結果のとりまとめを行い、評価を行う。

(6) 計画骨子案・素案の作成

これまでの調査結果を踏まえて第 10 期計画の基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し、内容の協議を行う。

(7) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを本町が実施するにあたり、実施方法や取りまとめに関するアドバイスを行う。(令和 8 年度中にパブリックコメント実施予定)

(8) 勝央町保健福祉推進委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される勝央町保健福祉推進委員会(3 回程度開催予定)の運営について、会議資料(原データ)を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。また、会議資料及び勝央町保健福祉推進委員会の議事録の作成支援を行う。

(9) 計画策定までのスケジュールの提示

事業者決定後は、勝央町高齢者保健福祉計画・第 10 期介護保険事業計画策定業務までの実施概要及びスケジュール等の提出を行うこと。

【第 8 期勝央町障害福祉計画・第 4 期勝央町障害児福祉計画】

(1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

障害福祉をめぐる施策動向、本町の概要及び社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、障害者(児)の現況動向及びサービスの利用状況について、本町が提供するデータや町独自で行うアンケートの集計及び結果をもとに整理分析を行う。

また、国が示す指針を考慮するとともに、国の最新動向も把握すること。

第 7 期勝央町障害福祉計画・第 3 期勝央町障害児福祉計画の検証、整合・連携を図

り、総合的計画的に定め、分析を行い、調査結果報告書を作成する。

(2) アンケート調査の実施支援

受託者は、調査票の設計・印刷及び調査結果の入力・集計・分析を行い、アンケート調査結果全般の取りまとめを行う。

調査票発送用及び回収用封筒の作成、封入作業、調査票の発送・回収は本町が行う。なお、郵送費については本町が負担する。

	配付数	回収数想定	回収率
障がい者調査	125 件	56 件	45%
障がい児調査	45 件	24 件	55%
合計	170 件	80 件	47%

(3) 給付実績集計・分析の実施

本町が提供するデータ、国保連給付実績データ等に基づき、障害のある人の推計、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析を行う。

集計方法は、属性別クロス集計、その他分析上必要な設問間のクロス集計とする。

ア) 回答分析素案の作成

イ) その他必要なアドバイスの実施

(4) 施策・事業の実施状況の評価及び課題の取りまとめ

現行計画における施策・事業の実施状況について、調査シートの設計及び結果のとりまとめを行い、評価を行う。また、(1)の分析結果等も踏まえて課題を取りまとめ、新たな計画において、重点的に取り組む事項等を検討する。

また、第3期勝央町障害者基本計画等を一体のものとして相互に調和のとれた施策で、それらの福祉サービスを総合的かつ計画的に検討すること。

(5) 計画骨子案・素案の作成

これまでの調査結果・課題を踏まえ、第8期勝央町障害福祉計画・第4期勝央町障害児福祉計画の基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の数値目標等を記載した計画骨子案、計画素案を作成し、内容の協議を行う。

(6) パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを本町が実施するにあたり、実施方法や取りまとめに関するアドバイスを行う。(令和8年度中にパブリックコメント実施予定)

(7) 勝央町保健福祉推進委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される勝央町保健福祉推進委員会(3回程度開催予定)

の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともに必要に応じて出席し、協議事項に関するアドバイス等の支援を行う。また、会議資料及び勝央町保健福祉推進委員会の議事録の作成支援を行う。

（８）計画策定までのスケジュールの提示

事業者決定後は、第８期勝央町障害福祉計画・第４期勝央町障害児福祉計画策定までの実施概要及びスケジュール等の提出を行うこと。

５．成果品

- ・パブリックコメント用計画書（データ）
- ・高齢者保健福祉計画・第１０期介護保険事業計画
（製本 A4 判、100 頁程度、1 色刷、30 部）
- ・第８期勝央町障害福祉計画・第４期勝央町障害児福祉計画
（製本 A4 判、100 頁程度、1 色刷、30 部）
- ・上記データ一式（PDF データ及びエクセルデータ）
- ・成果品の著作権は本町に帰属するものとする。

６．その他

- （１）当該計画に係る事項について、今後新たな方針が国及び県から示されるなど状況が変化した場合には、本町と協議の上、本業務内容を変更することができる。
- （２）主たる業務を再委託しないこと。ただし、あらかじめ本町の承諾を得た場合はこの限りではない。
- （３）本計画には、専門的知識や技術が必要であるため、岡山県内での同計画の策定の実績が直近５年以内であり、県内の福祉事情に精通する者が担当となること。
- （４）業務の遂行に当たって、常に本町と緊密な連携の下、その指示により迅速かつ的確に行うものとする。
- （５）業務の履行にあたり、個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）に基づき、適正な個人情報の取り扱いを行うこと。
- （６）成果品に誤りや不備が発見された場合は、委託期間完了後であっても、受託者の責任において無償で訂正を行うものとする。
- （７）本仕様書で明示できないものについては、必要に応じ本町と協議し、決定すること。